

〔翻 訳〕

ルーベン S. アヴィーヨナ著 「企業の社会的責任と戦略的租税行動」(2006年)

—Corporate Social Responsibility and Strategic Tax Behavior—

古 賀 敬 作 訳

訳者注

本稿は、ミシガン大学ロー・スクール教授のルーベン S. アヴィーヨナ氏が2006年12月に公表した、原文英語の「企業の社会的責任と戦略的租税行動」(Corporate Social Responsibility and Strategic Tax Behavior)と題するワーキングペーパーの本文(PUBLIC LAW AND LEGAL THEORY WORKING PAPER SERIESWORKING PAPER NO. 69,<http://ssrn.com/abstract=944793> (PDF版)2014年12月1日確認)を、同教授から許可を得て日本語へ翻訳したものである。今般、Amazon, Google および Starbucks, といった多国籍企業の国際的租税回避行為がG20 および OECD において問題視されているなかにあつて、本ワーキングペーパーは企業の戦略的租税行動を法人性質論および企業の社会的責任論から評価する、という興味ぶかい論考である*。本翻訳の質及び原文との本翻訳の一貫性・整合性については、訳者が一切の責任を負う。原文と本翻訳との間になんらかの矛盾がある場合には、原文のみが有効とされる。

なお、本ワーキングペーパー本文序章に先立ち、ミルトン・フリードマンが『ニューヨーク・タイムズ・マガジン』1970年9月13日号に「ビジネスの社会的責任とはその利潤を増やすことである(The Social Responsibility of Business is to Increase its Profits)」という記事を書いた、その以下の一説が引用されている。

租税の賦課および税収支出は政府の機能である(中略)企業経営者がその株主により選任されるのを認めることを正当とする主たる理由は、当該経営者がその株主の權益に奉仕するエージェントであ

* 租税と企業の社会的責任について、たとえば、ニコラス・ジャクソン著/藤井清美 訳『タックスハイブンの闇 世界の富は盗まれている！(Treasure Islands: Tax Havens and the Men who Stole the Wold)』416頁-417頁(朝日新聞出版、2012年)は、「社会は企業にきわめて大きな特権を与えている。(中略-訳者補注)企業は、実際のビジネスをどこで行っているかにかかわらず、さまざまな法域にほぼ自由自在に移動できる法人として扱われる法的権利も与えられている。こうした並はずれた特権と引き換えに、企業は本来、周囲の社会に対していくつかの義務を負っていた。なかでも重要なのが、自社の活動について透明性を確保する義務と納税の義務である。(中略-訳者補注)今後は企業の社会的責任に関する議論で納税を正面から取り上げる必要がある。われわれは企業に、株主に対してだけではなく、企業がビジネスを行うことを可能にし、そのためのツールや信用を与えている社会に対しても説明責任を負わせるべきだ。租税はもう株主にとってのコスト、すなわち最小化されるものとみなされるべきではなく、社会への配分とみなされるべきだ。」とする。その他、企業の社会的責任の視点から、租税(法)の分野を論じるものとして、さしあたり中村美紀子 著『企業の社会的責任—法律学を中心として—』89頁(中央経済社、1999年)がある。

る、ということにある。この正当化根拠は、当該企業経営者が、「社会的な」目的のために租税を課したりその税収を支出したりする場合には消滅する。

1. 序 章

企業は租税を支払うべきか。

かかる問題に対する通常理解は、法人税が存すべきか否かの論争に関連を有する。今般、多くの論者は法人税を批判し、なかには当該法人税を定義付ける論者も存するが、本稿はそこに焦点を当てない。それよりも、筆者は、理由はともあれ（無難な表現ではあるが、いずれにせよ短中期的には、）国家は企業に租税を課することを欲すると考える。この仮説を与件し、筆者は二つのことを問う。一つは、企業の視座において、企業は協調し法人税を支払うのか、即ち企業はその法人税の負担を最小化するため又は排除するために考案された「戦略的な」租税行動に従事するのか。ひま一つは、国家の視座において、国家はまさに歳入を増やさんがするために法人税を用いるのか、即ち国家はまた、法人税が社会にとって便益となる方向に企業の行動を向けるための規制的なツールとして当該税を用いることを試みるのか。

これらの問題の双方とも、企業の社会的責任（CSR）に係る多くの議論に関連を有する。企業の視座において、企業がCSRに従事することが、ひとつの合法的な法人の機能であるとするならば、これらの問題の双方とも、企業の社会的責任（CSR）に係る多くの議論に関連を有する。企業の視座において、企業がCSRに従事することが、ひとつの合法的な法人の機能であるとするならば、CSRの引受の一環として企業が社会を支援するために租税を支払うこともまた、期待されうる。他方で、CSRが非合法であるとした場合に、企業がCSRの回避および株主利益の最大化の一環として租税の支払いを最小化することを試みるか否かは疑問である。国家の視座において、企業によるCSR活動を支援するためのツールとして租税を用いることは、CSRが合法的な法人の機能である場合においてのみ、容認されうる。

したがって、これらの問題に対する解答は、CSRの見方に依拠する。当該見方は、翻ってみれば、法人の見方に依拠する。歴史的にみて、法人に対する三つの見方は、周期的に現れ、循環する。一つ目は、法人は本来、国家の創造物である、とする見方である（「人為的実体（artificial entity）」説）。二つ目は、法人は国家およびその株主とは別個独立した実体、とする見方（「実在実体（real entity）」説）。三つ目は、法人はその個々の構成員、即ち株主の集合体である、とする見方（「集合体（aggregate）」または「契約の束（nexus of contracts）」説）。

これら三つの見方はそれぞれ、租税の問題とCSRの問題についてそれぞれ影響を及ぼす。人為的実体説のもとでは、法人は国家のために存在し、当該国家が達成せんと欲する機能を果たしうるために、ある種の特権を認められている。故に、CSRのいくつかの形態に従事することは、当該法人の使命の一部分であり、当該法人のCSRの義務を果たす

一つの方法である。国家は、企業に租税を課することと、企業のCSRの活動を支援するための規制的な方策として法人税を用いることとの双方の点において十分に正当化される。

実在実体説のもとでは、それが有する権利および義務において一個人市民に類似する。ある一個人市民にはその同胞を援助する法律上の義務はないが、当該市民がそのような援助を行なった場合には称賛されるのと同様に、企業はCSRに従事することを要請されないが、そのような活動に従事した場合には、企業経営は奨励される。租税についていえば、一個人市民とまさに同じように、企業は租税を支払うことを法律上求められ、その納税義務を最小化するために行き過ぎたアグレッシブな税務計画 (over-aggressive tax planning) に従事することは求められない。国家は、企業にCSRに従事するように求めないが、企業がそのようにCSRに従事することを助長し、租税制度を通じてその試みを支援するのは国家として正当である。

最も興味ぶかいのは、現代の会社法学者の間で通説となっている、法人を「集合体」または「契約の束」として見る説である。この見方のもとでは、CSRは経営者による株主の同意のない当該株主に租税を課する非合法的な試みであり、このことは、経営者が当該経営者を選任した株主に受け入れられない、という結果に導く。そうであるとするならば、できる限り法人税を最小化することにより株主の利益を最大化する責務を有する経営管理もまた、議論されるし、国家が租税制度を通じて非合法的なCSRに従事するように、企業を助長する筋合いはない。

本稿では、これらの見方の双方とも、極論に至れば、誤りである、ということ述べる。第一に、企業がCSRに従事することを容認されていないとするならば、社会的な責任のすべての機能は国家に依存する。ミルトン・フリードマンの言葉を用いれば、租税の賦課および財政支出は純粋たる政府機能である。しかし、企業の経営者ができる限り、租税の納付を最小化するように求められる場合には、このことは、国家がその政府機能を果たすために十分な財源がない状態に置かれる、ということの意味する。それ故に、法人集合体説は、極論すれば、自滅的な見方である。なぜならば、企業と政府のいずれも、社会への責任を果たし得ないからである。これは、受け入れられえない結果である。

第二に、たとえ経営者の視座において、CSRが株主に対する非合法的な租税であるとしても、政府は租税上のインセンティブを付与することにより企業がCSRに従事することを助長するようになお合法的に試みる。CSR活動のなかには、政府が行うよりも企業が行うほうがより良いものもあると考えるならば、政府がこれらの活動に従事するように私的部門にインセンティブを与えるために所定の税額を徴収することを差し控えることは容認される。このことは、多くの政府が今般そうしているように、政府による租税の賦課および支出がCSRに企業が従事するように助長するための資金調達 (納付済み租税) であることと同様に合法的である。

以下では、4つのパートに分けて議論する。本稿のパートIIでは、法人の3つの見方の展開を簡単に要約する。パートIIIでは、これら3つの見方を、企業が法人税を最小化しようとするのか否かという問題に適用する。パートIVでは、同じ3つの見方を、国家が企

業の CRS を促進し支援するための器として租税を用いるべきか否かという問題に適用する。パート V を結びにかえる。

2. 法人の3つの見方：歴史的観点から

歴史上、法人は一連の4つの主な転換において、ローマ法におけるその起源から発展した。最初、法人の概念はその所有者またはその構成員とは別個独立した法人として創出されることが必要とされ、かかる創出はもっぱら、14世紀における大陸法系学派の作業により完結された。中世末まで、社団法人（即ち、その後任者を選任する幾人かのその構成員が結合した法人であって、法人格（財産を所有する権能、訴訟能力、さらには刑事責任さえ負う権能）および無期限の存続期間を有するものであった。）は、大陸法圏および英米法圏において広範囲に設立された。次の重要な段階は、18世紀末および19世紀初頭においてイングランドと米国において行われた、非営利法人から営利を目的とする事業法人への転換であった。第3の転換は、19世紀末および20世紀初頭まで行われた、閉鎖的法人からその株式が上場公開され一般に取引される法人への転換であり、これは有限責任と設立の自由を伴うものであった。最後になるが、第4の転換は、一の国において事業を行う企業からその経営が世界中に及ぶ多国籍企業への転換であり、これは第二次世界大戦後に始まり、今日に至ってもなお、続いている。

（企業の敵対的買収が到来した1980年代に、米国で起こった、より規模が小さく、一時的な転換と同じく、）これら4つの移転のそれぞれは、法人の法律上の概念における変化を伴ったものであった。もっとも、特筆すべきは、3千年に亘るこれら変化のすべてを通じて、法人についての同一の3つの理論は識別されうる、ということである。これらの理論は、法人をその構成員、即ちその株主の集合体として見る、集合体理論、法人を国家の創造物として見る、人為的実体理論、そして法人をその所有者、あるいは国家の延長線のいずれとしても見ることなく、その経営者により支配された別個独立の実体として見る、実在実体理論である。

これらそれぞれの理論は、以下の表に示す通り、CSRの合法性に関して異なる含意を有する。

表1：法人とCSRの理論

理論	集合体理論	人為的実体理論	実在実体理論
CSRの類型			
株主の長期的な便益のため	符合	符合	符合
株主のためではなく、企業の責任	齟齬	符合	符合
株主のためでもなければ、企業の責任でもない	齟齬	齟齬	符合

CSRの最初の類型は、長期的に見て、明らかに株主の便益となりうる活動を包含する。例えば、環境災害を防ぐ活動や法律上の準則および倫理上の準則を遵守する活動は、短期的には費用がかかるとしても、損害の大きい企業の災難を妨げる重要な積極的効果を有しうる。したがって、学界において今般、支流を占める法人理論である、集合体理論の支持者であれば、この種のCSRを支持する。

CSRの二つ目の類型は、直截的な法律上の責任が存しないとしても、あるいは株主にとっての便益が見受けられ得ないとしても、企業が責任を負うこととなっている、社会的害を緩和するように予定されている活動を包含する。集合体理論のもとでは、かかる活動は容認されない。なぜならば、株主はそのような活動から便益を享受しないからである。しかしながら、人為的実体理論のもとでは、国家から派生する法人の便益が強調されるが故に、法人が結果として法律上の責任の不存在さえも惹起するという害を緩和するにあたって、当該法人は国家を援助するという、暗黙の合意が推定されうる。さもなければ、当該国家は、それが創造した法人により課される負担を負わなければならないであろう。

最後に、CSRの三つ目の類型はエイズ予防のような活動を包含する。これは、株主とその責任は存せず、大部分の場合には、長期的にみても、株主にとっては便益とはならない。この類のCSRは、集合体理論のもとでは、あるいは人為的実体論のもとでは許容されない。しかしながら、実在実体論のもと、法人は個人（自然人）と等しく考えられるため、個人と同様に慈善的な行動をとることが許容され、実際に、そのような行動をとる限りにおいて、称賛される。故に、株主の便益になること、あるいは直截的な企業の責任に何ら関係のない、CSR活動であっても許容される。

集合体理論または契約の束の理論は、近年、米国の学界において支流であるが、他の諸国においてはそれ程でもない。その理由を理解するためには、ある具体的な比較の見地が必要とされる。政治経済学者は、3つのタイプの先進諸国に分類する。「資本主義の多様性 (varieties of capitalism)」の枠組みのもと、経済は比較制度優位により区別されうる。経済は一般に、自由主義（米国や英国のような市場経済）、協調組合主義（ドイツや日本のように、経済統合という重要なディレンマを解決するために強固に統合された民間と網状につながった団体組織に依拠する組織化された市場経済）、あるいは国家統制主義（フランスのように、調整の問題を解決するにあたって、階層的な解決策に依存）のいずれかとして性質決定されうる。

資本主義の多様性の枠組みは、経済ガバナンスの3つのモデルのそれぞれにおける企業がそれぞれ異なる分野において区別される、ということを示す。自由主義経済においては、柔軟な規制構造上の利点は、低コストを目標とする産業企業や従来のものとは根本的に異なる技術に基づくイノベーションにより特徴付けられる部門（例えば、ソフトウェア、バイオ・テクノロジー）において経営管理を行っている産業企業の便益となる。協調組合主義経済においては、高いレベルの事業調整が長期契約に依存する企業や高品質を専門に扱う企業、敷衍すれば規模の集約と分散によるサプライヤ産業企業（自動車、工作機械、化学製品）の便益となる。国家統制主義経済は、長期的水平型、あるいは大規模な設備投資

を要請する大規模集約的産業企業を助力する。

政治経済学者が説示する3つの資本主義の多様性と先に概観した、3つの企業の歴史的理論との間には明確な相関性が存する。アームズレングス関係や公開取引を強調する、英国および米国の自由主義モデルは企業の集合体理論に最も符合する。企業と国家との間の関係を強調する、フランスの階層的モデルである国家統制主義モデルは人為的実体モデルに最も符合する。そして、ドイツおよび日本型の協調組合主義モデルは実在実体理論に最も符合する。

かかる関係はまた、ヨーロッパにおいてCSRが米国においてほど論争の的にならないという理由を説明しうる。英国も含む、欧州諸国のいずれの政府もCSRを促進するために考案されたプログラムを有する。これらのプログラムの類は、広範にいきわたるCSRへの反対を与件とする、米国の文脈においては想像し難い。

故に、CSRに係る議論は根本的に、いまひとつの会社法において広くいきわたった議論につながっていく。即ち、会社法は株式所有が分散された米国型の上場企業に収斂することを予定しているか否か、あるいはドイツ・日本型のような他のモデルが適しているか否か、である。集合体理論、契約の束の理論は、米国のコーポレート・ガバナンスモデルに密接に関連を有する。とはいえ、他のモデルはさらに、CSRの影響を受けやすい。最近の文献はこの収斂仮説について疑義を生じせしむるが、当該議論は疑いもなく続くであろう。

しかしながら、別稿で示したとおり、米国の文脈において、集合体理論は必ずしも支流ではない。事実、上述の歴史の大部分を通じて、実在実体理論が支配的な理論であったし、実際に企業は、集合体理論を基礎とするのではなく、当該実在実体理論を基礎としてその経営管理を今なお、行なっている、ということは明らかである。それ故に、CSRは、これまでみてきたとおり、法人実在理論を基礎とするそのすべての形態において正当化することは甚だ容易であるあるのだから、それは将来に向けて引き続き、実践される可能性がある。したがって、私見によれば、CSRについての議論は、CSRが受け入れられうるか否かという議論から、社会的目標に到達するにあたってCSRをより説明責任と効力とがある状態にさせるための方法へと転ずるべきである。

3. CSRの3つの見方の含意と法人税

冒頭の質問、即ち法人は法人税を支払うべきか（法人税は課せられる、と仮定する）、という質問に関する、上で要約した法人の3つの見方の含意は何か。

これは、さほど理論的な質問ではない。なぜならば、事実、法人は自身に課せられる租税を支払うか否かについて、かなりの自由裁量の余地を有する。米国では、所得税からの歳入は、1965年において、すべての連邦税の歳入のうち約4分の1の額にのぼる。しかしながら、今日に至っては、当該租税は歳入の10%に満たなく、その額は減少している。近年にみるこの減少の主な理由は、法人のタックス・シェルター（課税逃れ商品）産業の発展にあり、そこにおいては、米国の優秀な人たちのなかには、多様な取引およびそれに続

くこれらの商品の販売によって法人税の納税義務を減らすための方法を内国歳入法に求めてあさり回るものもある。歳入減の見積もり額は弾力的である。しかし、その損失額は深刻であるということ、および内国歳入庁が自由にその防御的手段を講じることによりかかる減少をまはやくい止めることはできないということが共通に認識されている。

法人税収の減少は、全世界ベースでより一層顕著となっているが、とりわけ、従前、OECD加盟国より歳入の総額に占めるかなり高い割合を法人税に依存している開発途上国の間においては顕著である。この全体的な減少には、2つの理由が考えられうる。一つは、法人間のアグレッシブな租税行動、とりわけ濫用的移転価格のような戦略的租税計画行動に効果的に対抗する方策が乏しい開発途上国における、かかる租税計画の増加である。いま一つは、法人の投資を惹きつける諸国間における租税競争である。これは、ここ20年間で非常に進展している。当該租税競争によりインテルのような企業は米国の所得に対する租税を全く支払わないで済む。この傾向の最近の現れは、インバージョン取引である。当該取引においては、米国に拠点を置く企業がバミューダのようなタックス・ヘイブンの国に名目上、その統括会社を移す。この類の取引は、投資を行う法人に対する全世界的な実効税率の大幅な引き下げという結果をもたらさう。

以下では、企業がとるべき法人税を支払う姿勢に係る法人の3つの見方の含意を議論する。

a. 人為的実体説

人為的実体説の観点からすれば、法人は国家の創造物である。国家は法人を創造し、法人格や有限責任のような、さまざまな法律上の利点を授ける。国家はまた、抗弁および財産権の束を付与することによって、また、インフラを整備したり労働者を教育したりすることによって、法人が市場において経営管理を行うための条件を創り出す。

上述のとおり、CSRに対するかかる見方の含意は、法人が当該法人を創造した国家に追加的な負担を課する義務はない、ということである。故に、法人のそれ自体活動が(たとえば、汚染を誘発することにより)、当該法人はその状況を是正する義務がある。

人為的実体説のもとで、企業がその活動と関連を有さないCSRに従事することを要請されたり、あるいは容認されたりする、ということはあまり明瞭ではない。歴史上、国家は「公共目的を持った」法人を創造したが、19世紀中葉からの発展(普通法人の設立や権限超越(*ultra vires*)の衰退)により、法人は典型的な利得稼得活動に従事するにあたって、その目的を充分に果たし、それ以上のことは求められない、という見方へと移り変わっていた。

しかしながら、厳密に言えば、かかる限定的な見方はまた、法人税に対する含意を有する。法人が自由に利得稼得活動だけを追求する限りにおいて、即ちそのような活動が国家に負担を課さない限り、国家は社会的責任の重要な役割を果たす義務を押し付けられる。たとえば、いまかりに、エイズのように、企業がその出現に寄与しなかった健康危機が存在するとするならば、企業ではなく国家がそれに取り組む義務がある。もっとも、このこと

は、国家が財源を必要とし、これらの財源を獲得する主な方法は、租税（法人税を含む。）を課することである。

故に、人為的実体論のもとでは、企業は租税の負担を軽減するために考案されたアグレッシブな租税計画行動に従事しないとする積極的な義務を有する、ということがいえる。国家は企業と当該企業が市場において経営管理を行うための条件を創り出した。これと引き換えに、国家は企業が当該国家に追加的な負担を課することがないように求める。しかし、このモデルのもと、企業ではなく国家は大部分の社会的義務の負担を負うため、当該国家はまた、当該企業がその市民に対する義務を果たすための国家能力の公正な共有に貢献するように求める。これが意味するところは、企業がコーポレート・タックス・シェルターや濫用的移転価格のような、アグレッシブな租税計画行動に従事する場合には、当該企業が当該企業を創出し、当該企業に法律上の権利を付与し、且つ、当該企業が租税から免れようと試みる利得と同一の利得を生み出す条件をつくり出した国家との暗黒の協定（契約）に違反している、ということである。

勿論、このことは、濫用的な租税遁脱と合法的な租税回避とをどのように区別するかという問いを投げかけている。しかし、この問いかけは、政府の観点から、あるいは法廷において回答が困難なものであるが、企業の観点からすれば、その答えは自明である。大部分の企業の租税分門のマネジャーは、取引が租税以外の事業上の理由を有することとは対照的に租税上の動機に基づく場合を熟知している。したがって、企業には、濫用的な租税遁脱と合法的な租税回避との線引きを何処にすべきかについて何ら懸念もなく、このことに関しては、当該企業自身の行為を管理することが正当に求められうる。

b. 実在実体説

実在実体論のもと、法人は個人（自然人）に類似する。当該法人は、国家および株主から別個独立した人びと（企業のマネジャーや従業員）から成る。CSR に対する含意は、企業に関連を有さないが、遍く社会に有益になる、という CSR 活動に対する見方は個人が行うそのような活動に対する見方と同じである、ということである。即ち、当該 CSR は法律上要請されるというのではなく、称賛に値するものであり、それが生ずる場合に奨励されうる。この見方は、大部分の経営管理が採る CSR に対する見方であり、宣伝広告による認知である。さらに、それは一般公衆の見方でもある。

企業の戦略的租税行動に対する実在論の含意は何か。1935年、ラーニド・ハンド判事が「市民が租税を納付するのは愛国的義務ではな（く）」、むしろ当該市民にそうするように強いるべき国家の義務である、と判示したことは有名である。1935年に当該判旨が文字通りとられたとしても（ハンド判事が、本心でそれを判示したということを疑う理由は存する。）、所得税の納税義務が裕福層から中間層へ移った第二次世界大戦後においては、同判旨は当てはめられ得ないということは明らかである。米国の所得税徴収の成功の大半は源泉税徴収申告の精練された利用によるものであるが、誰も自発的に租税を納付しないということは決していえない。万が一それがいえる場合には、源泉税徴収申告を欠くことでの

法令順守に係る評価は70%を大幅に下回る。米国の租税制度は、その市民の大多数が法律を逃れ受け入れようとしない場合には、機能しない。

自発的な法令順守の重要さはまた、米国と租税を支払わない「文化」が存する国とを対照してみることで論証されうる。米国は、イタリアのような国よりも、あるいはその市民が実際にハンド判事の見解（即ち、租税を支払わないことを愛国的義務とさえ考える）に従う大部分の開発途上国よりも、納税額の徴収に遥かに成功している。内国歳入庁の税務調査や強制執行の大幅な削減の時代においてさえ、米国が相対的に成功した理由は、米国の市民が租税の納付を租税法に従うようにつとめる義務として正しく考えている、ということに存する。このことはまた、米国が4月15日ごとに納税申告書を提出する多くの居住者に依存している理由でもある。もっとも、当該居住者が一般に得る還付加算金は無利子であり、当該還付加算金は当該居住者が米国政府に無利息融資を行っていることを意味する。

一般に、租税執行に係る現代の著述は「執行ピラミッド」が存在する、と考える。その底辺には、租税法に従うようにつとめる傾向にある多数の市民が存する。ピラミッドを登るにつれて、租税回避の欲求が増し、そのような市民の数は減少し、執行の型式は協力から変化すると同時に、徴収の規定はますます厳格な執行手段へと変わっていく。当該ピラミッドが逆転し、大部分の市民が協力しなくなる場合には、執行は失敗に終わる。この点、租税法はその他の法令と何ら変わらない。それは即ち、現代国家は、大部分の市民がその人生の多くを法律に従うように求められる場合に限り、存在しうる、ということである。

この観点から、法人実在論が正しい見方であれば、その含意は、企業は一般市民のように行動する、ということである。それは即ち、企業はできる限り、租税法に従おうとつとめる、ということである。故に、企業が通常の事業上の取引に対して納付される租税を最小限にしようとするのは合法であるが、単にその租税を最小限度にとどめるためだけに考案された戦略的租税行為に故意に従事することは合法ではない。冒頭に述べたように、政府または裁判所が外からこの境界線を引くことは難しいが、企業の視点から見分けることはそれ程困難ではない。

今日の視点からすれば奇妙にも思えるのだが、実際に、大部分の企業が1990年代以前は租税法令順守に専心するという姿勢であった。租税の機能はプロフィット・センターとして考えられておらず、企業が租税コストを最小限度にとどめようとするものの、株式上場している大企業はタックス・シェルターに従事しなかった（実際に、租税上の問題において全く保守的であった）。それがちょうど個人の責任部分であるのと同様に、企業がその租税を納付することは当該企業の社会に対する一般的な責任を成す部分であったし、CSRは、実在論のもと、その資金の使用と企業自身の活動との間にはつながりがないとしても、一般的に合法である。

かかる企業の態度は1990年代中葉までに変化し、今日に至ってはゼネラル・エレクトリック社やコルゲート・パームオリーブ社のような大企業は重大な影響力をもつ、タックス・シェルターの訴訟事件に敗訴している。おもうに、集合体説が議論の支流を占めるように

なるにつれ、且つ、株主利益の最大化が企業活動の唯一の合法的な目標となるにつれて、姿勢の転換は法人それ自体の見方の転換を伴った。このことは、CSR に対する最も困難な説明要求を投げかけ、いまいちどかかる見方に目を向けなければならない。

c. 集合体説

戦略的租税行為は、法人に対する集合体理論の視点から、どのようにして出現するのか。かかる視点からすれば、企業の唯一の合法的な目的は株主の利益の最大化であり、長期的な利益の最大化に関連を有さない一切の CSR 活動は、民主的な説明責任を伴わない、経営者により株主に対して課せられる非合法的な租税である。この見方がどのように戦略的租税行為へと導きうるのかを理解することは、容易である。租税が企業に負担されるその他一切のコストと同様のコストと考えられるのであれば、経営者が当該コストを最小限度にとどめようと、あるいはそれを利益に転化さえしようとする必要がある。故に、株主の利益最大化という目的により、企業が租税を最小限にとどめ、1株当たりの当期純利益 (EPS - 訳者注) を増やそうとするのは当然である。

1990年代初頭、二つの要因により、この見方を採用する企業数は増加した。一つは、役員報酬はストックオプションによって EPS と連動させられたというものであり、幾つかの事例においては、このことが濫用をもたらしたのであるが (架空利益に対する追徴税を納付するエンロンのような企業を招きさえした)、大部分の場合には、その仕組みは役員がもっぱら EPS を増やすことに集中するように、上手く機能した、ということ。いま一つは、会計分野における連結会計により、4大監査法人は従前の監査機能を超えて、個々の顧客に売るための租税戦略を考案することにつとめるようになった、ということ。

企業間の競争の増加とより高い EPS を実現しなければならないとする企業経営管理組織の最上層部に対する圧力の増加について、続けて説明する。幾つかの企業がひとたび、アグレッシブな租税戦略を採用し、自社の全世界的実効税率の急落および EPS の増加を予測してしまえば、その他の企業の役員は類似の結果をもたらさなければならないという圧力を受けた。税引前と同様な低コスト・センターにわざわざ目を向けるようなことはしない、CEO および CFO が、税務ディレクターを召喚し、自社の全世界的な実効税率が競争相手よりも幾割か高い理由の説明を求めることは、通常のこととなっていた。新たな租税戦略を試みようとする監査法人からの圧力をすでに受けている、税務ディレクターは、通常、しぶしぶ同意した。そのため、競合企業のかかなりの数がアグレッシブな租税戦略を採用した。株主利益の最大化というレトリックは、当該濫用的租税戦略の活動の便宜的な口実となり、その活動の実現をもたらした。

この類の戦略的租税行為の広まりの恰好の事例は、インバージョン取引 (外国親会社の設立) の物語である。1997年以前、かかる取引がその総体的な実効税率を大幅に引き下げるといふ事実があるにもかかわらず、大部分の会社役員は米国の株式公開会社をバミューダに再設立することに寛容ではなかった。しかしながら、1997年にタイコ社がインバートした後、その株価は上昇し、競合他社への圧力は増し、その結果、約15社以上においてイ

ンバージョンが行われた。2001年9月11日以後、その波は止まったのであるが、その当時、国民は非愛国的な企業に抗議し、これに続き、この現象を阻止する租税法の改訂が行われた(少なくとも暫定的ではあったが)。Desai 教授が示した通り、かかるインバージョンによりまた、比較的容易に企業はその帳簿書類を改ざんでき、株主に害を及ぼすにもかかわらず、当該インバージョンは株主利益の最大化という名目で擁護された。

株主の収益を最大化する方法として租税を減少することがなぜ故に悪いのか。この根本的な問題は、集合体説のもとでは大部分の CSR 活動が非合法である、ということである。これが必然的に意味するところは、それらの活動は国家に依存し、当該国家はその義務を充分に果たすための資金を調達するために、その合法的な課税機能(企業が CSR に従事する場合に、役員によりその株主に負わせられる非合法的な租税とは異なる。)を用いることとなっている、ということである。しかし、すべての企業が戦略的な租税行為に従事する場合には、当該国家はその固有の社会的責任の機能を果たすための十分な資金を調達することができない。

このようなシナリオは非現実的という反論がすぐに出てくる。即ち、OECD 加盟国においては、法人税は総歳入の10%に満たない額であるため、当該国家は他の租税を引き上げることにより企業の租税回避に基因する税収の喪失を補填しうる、という反論である。たとえ、分配や公正の問題(資本に対する低課税は労働に対するより高い課税を意味する、といった問題)を先送りにするとしても、この回答(反論)は、以下の三つの理由により不十分である。一つ目は、政治的に他の租税が余儀なく引き上げられるということである。とりわけ米国の文脈においては、政治家が個人の税率を引き上げることで法人税の引き下げに応じる、ということは如何にももっともらしいうわべだけの回答のようにおもわれる。二つ目は、個人の税率は、著しく非効率的なほどに、且つ、さらに当該税率を引き上げることが政治的に逆効果となるほどに、すでに高く設定されている。個人の税率が非常に高く設定されている場合には、そのことは労働と余暇のトレードオフとその制度が依存する租税を自発的に納付しようとする個人の意向との双方に影響を及ぼす。最後の三つ目は、OECD 非加盟国において、また、日本のような OECD 加盟国において、法人税は総歳入のかなり高い割合の額を占めている。租税競争は戦略的租税行為それ自体であるが、そのような競争は他のどこかを増税することにより相殺されない開発途上国における税収のかなりの減収をもたらす結果となる。

企業による戦略的租税行為は政府が非効率または腐敗している状況においては否定し難い、という議論もまた、ありうる。したがって、その資金は民間部門においてよりよく使用されるように向けられうる。これが、実体説のもとで CSR が容認されうる主たる理由である。なぜならば、多くの状況において、社会的問題に取り組むのに、企業は政府よりも取り組みやすい状況にある。しかし、かかる議論は、集合体説のもとでは成立し得ない。なぜならば、この説のもとでは、ほとんどすべての CSR は非合法であり、社会的問題の解決はもっぱら政府の責任であるからである。

故に、1990年代の企業のタックス・シェルターの波が現れた、というフリードマンの議

論には内部矛盾があるようにおもわれる。企業の唯一の機能が利益の最大化である場合には、当該企業はその租税を最小化することにより利益を最大化する、ということになるとおもわれる。しかし、すべての企業が租税の納付を回避する場合には、政府が集合体説のもとで単独でその唯一の責任を負う義務を果たすための歳入が充分ではない、という結果になりうる。この結果は、企業も政府も双方とも社会的問題に取り組まない、ということであり、フリードマンはかかる結果を望ましいとは考えていなかった、とおもわれる。

したがって、論ずるのは、集合体説の極端な例のもとにおいてさえ、企業の役目が株主利益の最大化という目的と関連を有さないために、当該企業が追求を禁じられるその役目を国家が実行できるように、それら企業はその租税を納付する積極的な義務を有する、ということである。事実、このことは法人に対して租税を課することを正当化するためのいま一つの根拠として理解されうる。敷衍すれば、企業は一切の社会的責任を負うというのではなく、当該企業はその租税を納付することにより、その責任をその企業が属する国家へ転換しうる、ということである。故に、戦略的租税行動は法人の一切の見方と一致しないようにおもわれる。人為的実体説のもとでは、それは法人と国家との間の構造的な関係を浸食する。実在説のもとでは、当該説は効果的な執行がない場合でさえ、法律に従う市民の一般的な義務に反する。そして、集合体説のもとでは、企業が追求を禁じられている役目を実行する国家の能力を弱化するという点において、当該説は株主利益の最大化の他の見方とは異なる。故に、経営陣が株主との関係、社会との関係および国家との関係について如何なる見方を採るとしても、その唯一の目的を企業によるその租税の納付の最小化として特徴付けられる租税戦略を追求することは決して正当化されない、とおもわれる。

4. 国家の視点からの法人税と社会的責任

国家の視点から、当該国家が企業を CSR に従事するように誘因する方策として法人税を用いることは正当か。法人税が企業の行動を規制し、当該企業を国家が有益的と考える方向に導く場合には、ある主要な機能よりもその回答がより明らかであるようにおもわれる。しかし、かかる機能は正当化されうるのか。

Weisbach and Nussim が示したとおり、政府はそれが課する規制のかたちの選択に直面している。政府は直截的に規制しうるし、ある活動に直截的に補助金による援助を行ないうるし、また、租税制度を通じて間接的に補助金による援助を行ないうる。これらのオプション間の選択は、いずれが当該政府の目標を達成する最も効率的な手法であるかに依存する。

さらに、政府の視点からすれば、当該政府がある種の活動それ自体を実施するか、あるいはこれらの活動を民間部門に委任するか、いずれか決めうることは明らかである。社会的責任を果たす最も効率的な手法が民間部門に存する場合には、これは政府が追求しうるオプションである。しかし、市場経済において、当該政府はおよそ、民間部門に社会的責任を負わせず、上述の法人に係る諸説のいずれも、当該政府が企業に CSR に従事する法律上の義務を課する、ということを示すものではない。法人税は、通常、政府が民間を刺

激する、即ち営利法人が社会的責任を引き受けるための合法的な手段である。

同じ結論が、法人に係る三つの視点から導き出されうる。人為的実体説の見地からすれば、国家が法人を創造するのは明らかである。なぜならば、国家それ自体はある種の役割を果たすことを望んでいないからである。法人は「公共目的に充ち」、一方、国家は当該法人を吸収することはできないが、租税制度を通じて当該法人の行動に合法的に影響を及ぼそうとしうる。このことは、(それが企業の活動とは無関係であるが故に、) 当該企業が自ら着手する結果として生ずる CSR 行動が合法的ではない場合に当てはまる。これは即ち、国家がその見地から、なおかかる企業の活動を自由に促すことができる、ということである。

实在実体説の見地からすれば、国家は個人の行動を規制するのと同じように、企業を規制することができ、これには租税支出の使用が含まれる。当該实在実体説のもとでは、すべての CSR の形態は合法であるため、これはこの種の規制の方策を正当化しうる最も容易な事例である。

最後に、集合体説の見地からすれば、いまいちど、企業が合法的に行ないうる CSR の機能であるところのもの(疑いなく株主利益の増加という結果となるに過ぎない機能)と国家が企業に行うように促す CSR 活動との間の区別が行われる必要がある。後者は、前者よりも広範である。実際に、集合体説の見地からは、国家が規制の方策として租税を用いることは、CSR 活動に従事する企業からその株主への増益(低課税から生ずる。)を約束することにより、当該国家の権益と当該株主のそれらとを同調する試みとして観察される。1990年代以降、集合体説が広く受け入れられてきたことを与件とすれば、このことは、環境保護のように、企業に正の外部性を有する行動に従事するように奨励する一つの方策として租税誘因(政府による買上げもまた然り。)にますます依存する、ということの理由、だとおもわれる。

5. 結 語

企業の見地からすれば、法人の性質をどのように考察しようとも、その租税を単に最小化するためにだけに考案された戦略的行動に従事することは容認されるべきではない。人為的実体説の見地からは、かかる行動は国家と当該国家が創造した法人との間の特別な契約を否定する。实在実体説の見地からは、かかる行動は個々の市民がそれに従事しているかのような場合と同様に受け容れられ得ない。そして、集合体説の見地からは、戦略的租税行動は国家が CSR に企業が従事することを禁止することにより、増加した当該国家に課せられる義務を果たすのに十分な歳入を当該国家に託さない。

国家の見地から、法人のすべて三つの見方のもとでは、企業の行動を CSR の方向に向けるために租税を用いることは、等しく合法的であるとおもわれる。このことは、企業が自ら行わない CSR の機能についてさえ当てはまる。なぜならば、国家が企業にそうするように強制し得なくとも、当該国家は当該企業に CSR 活動を引き受けるように奨励しよう、なお試みうるからである。

問題は、政府のインセンティブなしに行われる場合に株主利益の最大化に関連を有さない一切のCSR活動が非合法的であると考えられる限りにおいて、当該政府の目的と株主のそれらとを同調するほどに十分なインセンティブを政府が付与するということはありそうもない、ということである。最近の経験によれば、そのようなインセンティブはしばしば、失敗している。たとえば、2005年に適用された最低税率での企業利得の還流に対する暫定的なアムネ스티により、企業においてはさらなる雇用は創出されなかった。その上、かかるインセンティブは他の社会的責任を果たすために用いられたであろう政府資金を失った。

総じて、租税制度を通じて企業の行動を規制することが、合法的な政府機能であって、企業に租税を課することの主たる正当化根拠である一方、そのことが、社会的問題に取り組みに当たっての理想的な分業へと導くことはありそうもない。地球温暖化やエイズのような、適当に取り組むべき問題を眺めてみると、理想的な世界は一つであり、そこでは政府と民間との間における各々の問題と各々一連の登場人物にとって最善とおもわれるような方法で責任は分担される。政府は、その役割を果たすのに十分な租税を賦課しうるし、民間企業がこれらの問題に取り組むように誘因するために課税と支出の両方を用いようとすることもまた、しうる。最善の結果を別とすれば、たとえ企業が後に便益を享受しなくとも、私人のように自身で招いた問題に取り組みたい気持ちのままにすることは非常に重要である。法人実在説は最も現実的な説であるとの印象を受けるのだが、当該説採ることはかかる目的に対する最善の方策とおもわれる。